

新型コロナウイルス感染症への対応について

2022年11月10日改定
豊中商工会議所

当所では、政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（2022年9月8日変更）ならびに、大阪府における感染拡大防止に向けた取組み『府民等への要請』（2022年11月9日）に基づき、日本商工会議所「新型コロナウイルス感染症への対応について（第三十七報）」（2022年5月30日）を参考に、11月10日（水）から当面の間、下記のとおり対応いたします。なお、感染状況等の変化に応じて、今後、対応を変更する可能性がございます。引き続き感染拡大防止に向けて、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 当所主催の会議等について

(1) 議員総会・常議員会・各部会幹事会・各種委員会等について

- ・議事に審議事項のあるものについては、原則、オンライン会議を含めて予定通り開催します。
- ・議件以外の報告事項等は最小限にして時間短縮に努め、原則として20時までには閉会します。
- ・大阪府による感染拡大防止に向けた取組み要請に準拠した運営を徹底します。

<開催の際の留意事項>

- ・参加者が特定できるよう、必ず氏名・所属先・連絡先を把握します。
- ・咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただきます（会場受付等で体温を計測）。
- ・会場では、手指消毒の徹底をお願いします（会場受付等には消毒液を設置）。
- ・事務局職員は議件説明時等（飛沫防護板設置）を除き、マスクを着用して業務に従事します。
- ・マスクの用意がない出席者が希望した場合は、マスクを配布します。
- ・出席者が密集することが無いよう、可能な限り座席の間隔を空け、対面形式を避けて教室形式等で会場を設営します。
- ・原則として開催時間が1時間を超える場合は、休憩時間を設けて会場の一斉換気を行います。
- ・会場では、可能な限り2方向の窓またはドアを常時開けて、連続的に室内に空気を通します。

(2) 上記以外の会議、セミナー、講演会等の事業について

- ・換気の悪い密閉空間に、人が密集して、近距離で会話や発声が行われる、いわゆる「密」が1つでも避けられない会議・セミナー・講演会等の事業については、中止もしくは延期とします。
- ・安全を確保して開催する場合は、参加者に「大阪コロナ追跡システム」への登録を要請します。
- ・原則として20時までには閉会します。

(3) 懇親会について

- ・業務上・施策普及上必要な会食については、会場の所在地自治体による感染拡大防止に向けた取組み要請に準拠した運営を徹底します。※プライベートも同様の対応とします。

(4) 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」および各種経営相談窓口等について

- ・平日9時から18時30分まで、通常時より1時間延長して窓口相談に応じます。
- ・事前予約を原則とし、相談者が特定できるよう、必ず氏名・所属先・連絡先を把握します。
- ・咳や熱など風邪の症状がある方は、窓口相談をご遠慮いただきます（会場受付等で体温を計測）。
- ・相談会場等では、マスクの着用と手指消毒の徹底をお願いします。（入り口等に消毒液を設置）
- ・マスクの用意がない相談者が希望した場合は、マスクを配布します。
- ・事務局職員等は、マスクを着用し、飛沫防護板を介して窓口相談業務に従事します。
- ・原則として相談時間が1時間を超える場合は、休憩時間を設けて会場の一斉換気を行います。

- ・相談会場では、可能な限り窓またはドアを開けて、連続的に室内に空気を通します。
- ・可能な範囲で、電話、メール等を極力使用するなど、面談機会の削減に努めます。
- ・少しでも体調の悪い事務局職員は応対しないよう、部署内で調整します。
- ・各相談会場では、広さに応じて定員を設定し、「密」が発生しないよう入室制限を行います。

2. 当所事務局の対応について

(1) 出勤について

- ・状況に応じて一部の職員に在宅勤務を指示し、出勤する事務局員の数を必要最小限にします。
- ・事務局職員本人が、出勤前に検温をするなど体調管理を徹底し、当日37.5度以上の体温がある場合は、出勤を見合わせます。(有給休暇扱い)
- ・少しでも体調が悪く感じた場合は、積極的に休暇を取得し、早めの検査受診に努めます。
- ・事務局職員が同居する親族等で発熱等の風邪症状がある場合は、出勤前に総務課へ報告します。
- ・ワクチン接種時の特別休暇(有給)を制定し、職員が安心して接種できる環境を整えます。

(2) 就業時間変更について

- ・事務所は9時から開所しますが、業務上支障のない範囲において、希望する事務局職員に対し、就業時間の変更を可能とします。(時差出勤)
- ・変更時間は最大1時間とし、30分単位の事前届け出により、管理者の承認を必要とします。(例：10時出勤の場合、18時30分までを定時とする)
- ・期間限定措置としますが、同感染症の拡大状況や国・自治体等の要請により延長する場合があります。
- ・原則として20時以降の超過勤務を禁止します。

(3) 出張について

- ・業務上・施策普及上必要な場合は、感染防止対策を徹底し、最小限の期間・人数で出張します。
- ・出張先の要請や、大阪府および出張先所在地自治体による感染拡大防止に向けた取組み要請に応じて、事前に簡易抗原検査等を受検し、「陰性」の結果を確認してから出張します。

(4) その他

①接客・打合せ(内部打合せ含む)について

- ・相手の了解を取った上で、電話、メール等を極力使用するなど、感染防止に努めます。
- ・少しでも体調の悪い事務局職員は応対しないよう、部署内で調整します。
- ・マスクの着用や、相手との距離を置くなどの対応を徹底すると共に、時間の短縮を心掛けます。
- ・業務に支障の無い範囲で、会議室およびロビーや、相談室を含めた事務室の換気および加湿に努めます。
- ・飛沫感染予防に向けて、受付カウンターや相談室等に透明仕切り板等を設置します。
- ・CO2センサーを適宜設置し、適正な換気に努めます。

②その他

- ・手洗い・手指消毒・マスク着用の徹底および、換気の悪い密閉空間に人が密集して近距離での会話や発声が行われる環境を避けると共に、自治体による感染拡大防止に向けた取組み要請を遵守し、マスク会食の徹底や黙食の推奨など、休憩時間(更衣室、給湯室、喫煙所)やプライベートも含めて感染防止策に努めます。

以上

【本件担当・問合せ先】 豊中商工会議所 総務課 TEL：06-6845-8001